

新潟県立新発田商業高等学校PTA会則

(昭和58年6月8日制定)

(名称)

第1条 本会は、新潟県立新発田商業高等学校PTAと称し、事務所を新潟県立新発田商業高等学校内に置く。

(目的)

第2条 本会は保護者と学校が協力して、教育条件を充実し、学校内外における生徒の教育活動の振興、福祉の増進並びに教職員の研究活動を助成し、生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 本会は新潟県立新発田商業高等学校生徒の保護者、本校教職員及び本会の目的に賛同して入会したものををもって組織する。

(事業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するため次の各号の事業を行う。

- (1) 教育計画及び運営への協力
- (2) 学校施設及び環境整備に対する助成
- (3) 生徒の学業、健康増進の奨励
- (4) 生徒の校外生活の補導
- (5) 会員の研修及び厚生に関する助成
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(評議員)

第5条 評議員は、入学時に1学年保護者会員の中から各クラス2名選出し、総会の承認を得る。任期は3年とする。

(役員)

第6条 本会に次の各号の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 会長の属する学年1名、他学年各2名及び校長
- (3) 監査委員 若干名
- (4) 幹事 若干名

2 なお、必要により顧問を置くことができる。

(役員選出)

第7条 役員を選出は次の各号による。

- (1) 会長、副会長、監査委員は、保護者会員の中から役員会で選考し、総会の承認を得る。ただし、役員に評議員から選ばれた場合は、評議員を補充することができる。
- (2) 幹事は教職員の中から会長が委嘱する。ただし、1名は教頭、1名は事務長をもってあてる。
- (3) 顧問は会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 会長は本会を代表し、会務を総括し、総会並びに評議員会及び役員会を招集し、その議長となる。

2 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその仕事を代行する。

3 監査委員は会計の監査を行う。

4 幹事は会長の命により会務を処理する。

(役員任期)

第9条 役員の任期は1年とし、次期改選までその仕事を行う。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として就任した場合は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第10条 役員以外の評議員は、総務委員会、研修委員会又は広報委員会に属し、次の各号の事業にあたるものとする。ただし、役員も分担して各委員会を補佐する。

- (1) 総務委員会 評議員会、総会の準備・受付及び教育懇談会の会計・受付を行う。
- (2) 研修委員会 PTA研修視察旅行及びPTA主催の研修会の企画・運営を行う。
- (3) 広報委員会 PTA会報「きずな」の編集及び発行を行う。

(会議)

第11条 会議は総会、評議員会及び役員会とし、総会は毎年1回開催し、次の各号の事項を審議する。ただ

し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

総会は全会員をもって構成し、この会の最高議決機関とする。

- (1) 会務の報告
- (2) 予算並びに決算
- (3) 役員承認
- (4) その他必要な事項

2 決議は出席者の過半数の賛成を要し、賛否同数の場合は会長がこれを決定する。

3 評議員会は、毎年2回開催し、事業計画案、予算案等必要事項を審議する。ただし、必要に応じて臨時評議員会を開催することができる。

4 役員会は、会長、副会長、監査委員及び幹事で構成し、事業計画の立案、予算案の作成その他必要事項を審議する。

(経費)

第12条 本会の経費は会費、寄付金その他の収入をもって、これにあてる。

2 本会には、一般会計及び次の各号の特別会計を置く。

- (1) 教育振興費会計 全国大会及び北信越大会の大会遠征費補助等にあてる
- (2) 冷房費会計 7月～9月で補習時等の冷房運転費用にあてる
- (3) 教育振興特別基金 全国大会等へ出場する部活動があり、学校として応援団を組織する必要がある場合、応援する生徒、保護者（PTA会員）へ旅費の補助等、また、PTA主催の講演会等、PTA各種行事費の補助金にあてる。その他、基金の取崩には、必要に応じて役員会で決定する。
- (4) 周年記念事業積立基金 周年事業のための積立金とする。

(慶弔等)

第13条 慶弔等に関しては、別表のとおりとする。

(会計年度)

第14条 本会の経費年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則等の制定及び改正)

第15条 本会則は、総会において定める。

(その他)

第16条 本規則の運用に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 本会則は、昭和58年6月8日から施行する。
- 2 昭和60年6月6日一部改正する。
- 3 昭和62年6月8日一部改正する。
- 4 平成5年6月8日一部改正する。
- 5 平成12年6月13日一部改正する。
- 6 平成15年6月27日一部改正する。
- 7 平成20年5月24日一部改正する。(昭和62年5月28日制定のPTA贈遺内規は廃止する。)
- 8 平成21年2月20日一部改正する。(平成21年4月1日より運用)
- 9 平成28年5月21日一部改正する。
- 10 令和元年5月18日一部改正する。

別表

項目	内 容	金 額	
弔慰金	・会員の死亡の場合	金 10,000 円	
	・生徒の死亡の場合	花代 20,000 円	
見舞金	・会員宅火災で被災の場合	金 10,000 円	
餞別	・会員である教職員が離任の場合	5年以上	金 10,000 円
		5年未満	金 5,000 円
その他	・上記基準によりがたいときは、会長が決定する。		